

# マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

## 1. 背景

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第63条においては、管理業務主任者は、マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったときは、管理業務主任者証を提示しなければならないとされている。また、同法第72条第4項においては、管理業務主任者は、同条第1項又は第3項の重要事項説明をするときは、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならないとされている。管理業務主任者証の記載事項については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）第74条第1項に規定されており、管理業務主任者の住所、登録番号、登録年月日等が記載されている。

今般、管理業務主任者の個人情報保護への配慮が必要であることから、規則について所要の改正を行った。

## 2. 概要

### （1）規則の一部改正（第74条及び別記様式第22号関係）

管理業務主任者証の記載事項から「管理業務主任者の住所」を、管理業務主任者証の様式から「住所」を削除する。

### （2）施行期日（附則第1項関係）

この省令は、平成27年4月1日から施行する。

### （3）経過措置（附則第2項関係）

この省令の施行の際に現に交付されている管理業務主任者証は、その有効期間内においては、この省令による改正後の規則による管理業務主任者証とみなす。

## 3. スケジュール

公	布	平成27年3月27日
施	行	平成27年4月 1日